

5月は軽自動車税の納期です 納期限の平成26年6月2日(月)までに納めましょう。

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に年税で課税されます。(※月割りはありません。)

“納税通知書”は5月始めに送付されますので、納期限内に納めましょう。

※納税通知書が届かない又は課税内容等に疑問がある方は役場税務課までご連絡ください。

◎軽自動車税の障がい者等に対する減免について◎

「障がい者本人が運転する場合」、または「障がい者等と生計を一にする者が障がい者等のために運転する場合」は、一定の要件に該当すれば、納税義務者等の申請によってその対象となる軽自動車等(オートバイを含む)にかかる税金が免除されます。

※詳しくは納税通知書に同封されている「お知らせ」をご覧ください。

◎申請の手続き方法(手続きは毎年行わなければいけません。)

次の書類を、納期限7日前(平成26年5月26日)までに南風原町役場2階 税務課に提出して下さい。

- ①申請者の印鑑(認印も可) ②運転者の運転免許証 ③身体障害者手帳等
- ④自動車検査証(標識交付証) ⑤軽自動車税納税通知書

お問い合わせ **税務課 ☎889-4413**

～町税はコンビニエンスストアでも納付できます。～

各税の納税通知書をご確認の上、納期限内の納付にご協力ください。

税 別	お問い合わせ先
○町県民税(普通徴収)	税 務 課 ☎889-0523 / 889-4413
○軽自動車税	
○固定資産税	
○国民健康保険税	国保年金課 ☎889-1798
○後期高齢者医療保険料	
○保育園保育料	こども課 ☎889-7028
○幼稚園保育料	学校教育課 ☎889-6181
○学校給食費	給食センター ☎889-3691

納付場所・・・コンビニエンスストア、金融機関、南風原町役場

コンビニや金融機関で納める前に納税通知書で次の点をご確認ください。

- ①納付期限内であること (期限を過ぎると納付できません。役場窓口へお越し下さい。)
 - ②バーコードの表示があること (※バーコード部分は折ったり汚したりしないでください。)
 - ③納税額の確認 (お手持ちの現金不足により納付取り止めのないようになさってください。)
- ※納税通知書1通に記載されている金額が30万円を超える場合は、コンビニでの納付はできません。金融機関をご利用ください。

～領収書等は必ず受け取り、大切に保管してください。～

公共下水道接続促進事業補助金交付制度のお知らせ!

南風原町では、平成26年度より排水設備工事にかかる費用を一部助成する制度を始めるため沖縄振興公共投資交付金を活用する南風原町公共下水道接続促進事業補助金交付要綱を定めました。

この制度は、今までの融資制度との併用も出来ますので町民のみならずみなさまに活用していただき、早めの公共下水道への接続をよろしくお祈りします。

◇補助対象工事

公共下水道(汚水)の整備された区域内で合併浄化槽、単独浄化槽又は汲み取り式トイレを廃止して行う排水設備工事で「下水道排水設備工事確認申請書」を平成26年4月1日以降に申請し、平成27年1月末日までに完了する工事。

※新築や農業集落排水事業区域(神里地域)は補助対象外です。

◇補助対象工事

合併浄化槽を設置している建物	単独浄化槽又は汲み取り式トイレを設置している建物
補助対象工事が5万円以上の場合 5万円	補助対象工事が10万円以上の場合 10万円
補助対象工事が5万円未満の場合 当該工事費の額	補助対象工事が10万円未満の場合 当該工事費の額

※当該工事費に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

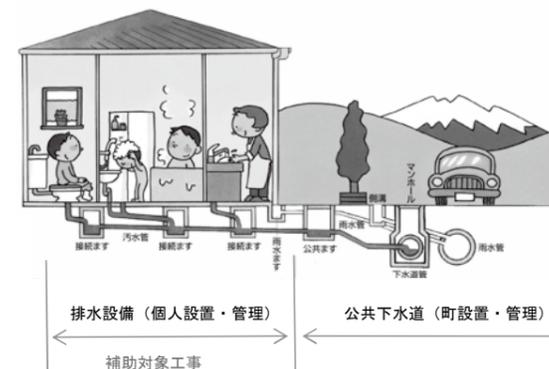
◇申請受付

平成26年4月1日より(仮)受付中

※国の補助金(間接補助)を活用しているため、補助金交付決定時より本受付を開始します。

◇申請書類

南風原町役場 区画下水道課(庁舎4階)にて配布
(町ホームページでもダウンロードできます。)



お問い合わせは **区画下水道課 庶務普及班 ☎889-2508**



国民年金だより

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～

国民年金保険料の追納をおすすめします!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・※法定免除)、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納する)ことができます。

ただし、免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

<追納に関する注意事項>

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。(例えば、3/4免除の期間を追納する場合は、残りの1/4の保険料を納めている必要があります)
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則として古い期間の保険料から納めることになります。

《後納制度について》

免除や納付猶予を受けていない期間で保険料を納めていない期間は、2年を経過すると納めることができませんが、平成27年9月までに限り、過去10年分まで納めることができます。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせは**那覇年金事務所 ☎855-1122** または**国保年金課 ☎889-1798**